長野県長野養護学校　同窓会規約（案）

第１条（名称）
本会は、長野県長野養護学校同窓会といい、事務局を長野県長野養護学校内におく。

第２条（目的）
本会は、母校の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第３条（事業）
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）定期総会を開催し、次の事項について付議する。（同窓会）
① 事業計画及び報告の承認
② 予算及び決算の承認
③ 役員の選出及び規約改正
④ その他重要事項
ただし、役員会が総会に代わり議決することができる。
（２）会員相互の親睦・交流。（卒業生の集い）
（３）母校教育活動への支援・協力。（長養祭同窓会ブース）
（４）その他、目的達成に必要な事業

第４条（会員）
本会は、次の者を会員とする。
（１）長野県長野養護学校本校高等部の卒業生、ならびに保護者をもって会員とする。なお、希望する中途退学者（会費納入者）も、会員として会に参加することができる。
（２）本校の旧職員及び現職員は、事業の運営を役員と共に担う特別会員とする。

第５条（役員）
本会に次の役員をおく。
（１）会長（保護者）　１名
（２）副会長（保護者）　２名（卒業後３年目の学年より）
（３）会計　１名（学校職員）
（４）監査　２名（副会長１名及び教頭）
（５）学年代表（卒業生及び保護者より、卒業後２年間各学年から若干名）
（６）理事（学校職員）　３名
（７）監事（旧職員）　１名
（８）相談役（旧役員）　若干名

第６条（任務）
役員の任務は、次の通りとする。
（１）会長は本会を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は会長を補佐する。
（３）会計は本会の会計にあたる。
（４）監査は会計を監査する。
（５）学年代表、理事、監事は会務を分担する。
（６）役員会は、本会の企画・運営にあたる。

第７条（役員の選出）
（１）会長・副会長は、総会において選出する。
（２）会計・監査・理事・監事・相談役は、会長が委嘱する。
（３）学年代表は、各学年で互選して選出する。
（４）役員の任期は１年間とする。どの役員も再任をさまたげない。
（５）卒業時に副会長及び学年代表の役員案を作成し、事務局に提出する。(別添様式)

第８条（会費）
（１）会費は、同窓生１名につき入会費 1,000 円及び年会費 2,000 円として２年間分の会費 4,000 円（計 5,000 円）を、最終学部卒業時及び中途退学時に納入するものとする。但し、事情により納入困難な場合は免除することができる。
（２）３年目以降も同窓会事業に参加・協力する者は、年会費として同窓生１名につき 2,000 円を納めることで会員を継続することができ、総会時に納入するものとする。
（３）特別会員は、会費の納入を必要としない。但し、総会時に任意で賛助金を拠出できる。

付則（施行期日）
（１）本規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

備考（連絡）
（１）会員の現住所や職場などに変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡すること。

事務局（連絡先）
〒381‐0041 長野県長野市大字徳間字宮東 1360 番地
長野県長野養護学校
TEL 026-296-8393　FAX 026-251-3177